

## 第4回丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会次第

日時：令和2年11月10日（火）19:30～

場所：柏原住民センター 会議室A

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 適正規模・適正配置に関する答申（素案）について

(2) 自由討議

(3) 次回の検討委員会日程について

・日時： 月 日（ ） 午 時 分～

・場所：氷上住民センター

4 その他

5 閉 会

第2次丹波市立学校適正規模・適正配置方針について  
(答申素案)

丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会

令和2年11月

1. 丹波市立学校適正規模・適正配置方針の答申にあたって	P 1
2. 方針期間	P 2
3. 学校数と児童生徒数の変化	P 2
4. 適正規模	P 3
5. 適正配置	
I 通学距離・通学時間	P 4
II 学校の構成	P 6
III 学校統合	P 6
6. 新たな学びを取り入れた教育環境づくり	P 8
7. 廃校舎について	P 9
8. 今後の課題	P10

## 1. 丹波市立学校適正規模・適正配置方針の答申にあたって

---

全国的に本格的な人口減少社会が到来する中、丹波市においても人口減少・少子高齢化が更に進むことが予測され、児童生徒数の減少など教育環境の改善・充実が求められています。

このような状況の中、平成 22 年 11 月に丹波市立学校適正配置等検討委員会から「丹波市立学校の適正規模・適正配置について」を答申し、「丹波市立学校適正規模・適正配置基本方針」が策定されました。この方針に基づき教育委員会では、平成 29 年 4 月に芦田小学校、佐治小学校、神楽小学校及び遠阪小学校の 4 校を統合し青垣小学校を開校、令和 5 年 4 月には山南中学校、和田中学校を統合し新たな山南中学校として再編するなど取組が進められているところです。

丹波市においては、現方針が策定から 10 年後の令和 2 年度には、再度検討委員会を設置し、見直しを行うこととなっていることから、令和 2 年 8 月 4 日に丹波市教育委員会から「丹波市立学校適正規模・適正配置について」諮問（教育委員会諮問第 1 号）を受けました。

以来、本検討委員会で市内小中学校の児童生徒数や遠距離通学の現状や今後の推移、ICT を活用した遠隔協働学習や丹波市まちづくりビジョン等を考慮し、令和 3 年●月まで計●回にわたり議論を慎重に重ねてきました。

このたび、この諮問について、丹波市の小中学校の適正規模や適正配置にかかる考え方を取りまとめたので、ここに答申します。

丹波市立学校適正規模・適正配置検討委員会

## 2. 方針期間

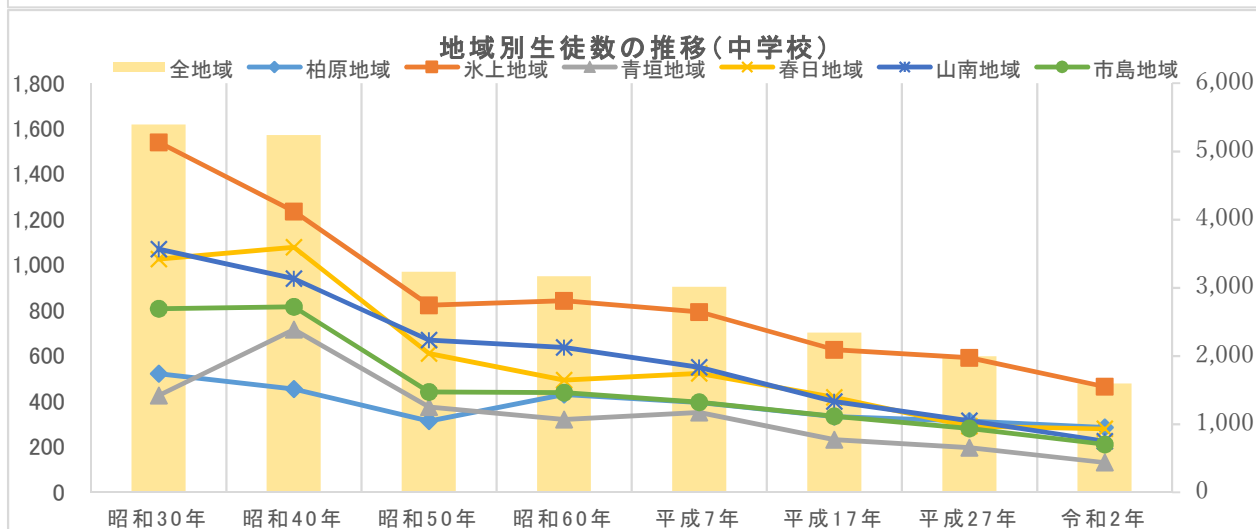
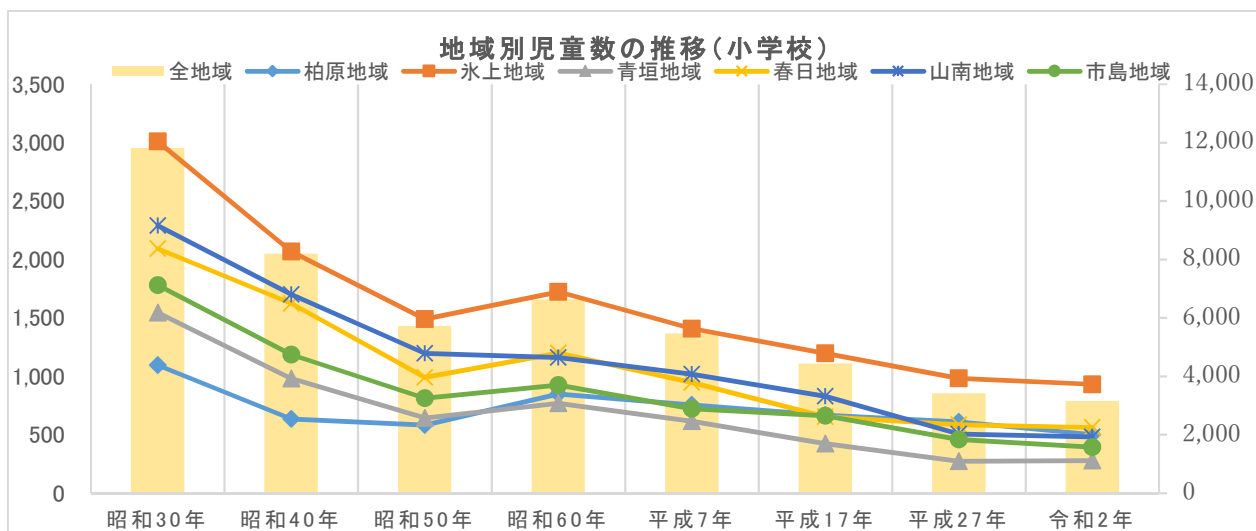
学級編制基準や教育制度の変革、社会情勢の変化によって学校教育を取り巻く環境が今後大きく変化することも考えられることから、方針期間は10年（令和3年度～令和12年度）とします。

また、10年後の令和11年度には検討委員会を設置し、方針の見直しを行うこととします。

## 3. 学校数と児童生徒数の変化

昭和30年には42校（小学校26校、中学校16校）あった当時の氷上郡の学校は、統合しながら昭和46年には32校となりました。平成29年には、青垣地域の4小学校（芦田・佐治・神楽・遠阪）が統合し青垣小学校となり、統合以降29校で現在に至っています。今後は山南地域の2中学校を統合し、令和5年4月の開校を予定しています。

また、昭和30年には小学校の児童数は11,812人、中学校の生徒数は5,392人の計17,204人となっていました。その後減少し、令和2年には小中学校あわせて4,748人と昭和30年から12,456人減少し、今後も減少する傾向にあります。



## 4. 適正規模

### (1) 国の規準

学校規模の標準は、学級数により設定されており、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされていますが、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでないと示されています。

複式学級の場合は、小学校で「16 人」（1 年生児童を含む場合は 8 人）、中学校で「8 人」が標準となっています。ただし、兵庫県は小学校で「14 人」（1 年生児童を含む場合は 8 人）、中学校はなしという基準になっています。

- 小学校の標準学級数：12 学級～18 学級（1 学年 2 学級～3 学級）  
学校教育法施行規則第 41 条
- 中学校の標準学級数：12 学級～18 学級（1 学年 4 学級～6 学級）  
学校教育法施行規則第 79 条

### (2) 市内学校別学級数の状況（令和 2 年 4 月 9 日現在）※特別支援学級を除く

#### ① 小学校

学級数	平成 22 年度	令和 2 年度	備考
5 学級以下	1 校	1 校	複式学級を有する学校
6 学級～11 学級	23 校	19 校	
12 学級～18 学級	1 校	2 校	

※平成 29 年 4 月に青垣地域の 4 小学校が統合

#### ② 中学校

学級数	平成 22 年度	令和 2 年度	備考
5 学級以下	0 校	3 校	単学級を有する学校
6 学級～8 学級	2 校	2 校	1 学年 2～3 学級
9 学級～11 学級	4 校	1 校	1 学年 3～4 学級
12 学級以上	1 校	1 校	1 学年 4 学級以上

### (3) 丹波市における小中学校の適正規模

国基準の範囲内（12 学級～18 学級）にある小学校は 2 校、中学校は 1 校ありますが、今後は学級数の減少や、複式学級を有する小学校、単学級となる中学校が増加することが予測されます。

このことから、国基準を下回る小学校や中学校が多く、これまでの方針を適正規模とすることは丹波市の実情に即していません。

#### 【検討委員会での各委員の主な意見】

- ・ 小規模によるデメリットは努力によって解決できない。
- ・ 少人数の場合、中学校のクラブ活動に限られる。（やりたい種目ができない）

- ・今後、外国語教育やICT、プログラミング教育等、専門的な学習が増えてくると一定の教職員数がなければ対応がしにくい場面も出てくる。
- ・中学校の場合、小規模（1学年1学級）になると教科数に応じた教員が確保できない。
- ・少人数が悪いわけではないが、弱くなっている感じがする。和気あいあいもいいがもう少し子どもが厳しい中で生活する環境を作ることも大事なのではないか。
- ・子ども達は多様な価値観の中で生きていかないといけない。
- ・少人数の学級のほうが目が行き届くが、一方で人と関わる経験が不足している。

これらの意見を踏まえ、丹波市立小中学校の適正規模については、次のとおりとします。

## 方針

- ①小学校は1学年1学級が維持できる規模とする。(6学級)
- ②中学校は1学年2学級が維持できる規模とする。(6学級)

### 5－I. 適正配置（通学距離・通学時間）

#### (1) 国の基準

公立小中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準を、公立小中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定められています。

ただし、スクールバス等を活用することにより、小学校で4 km、中学校で6 kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあることから、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられています。

- 通学距離が、小学校にあってはおおむね4 km 以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6 km 以内であること  
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号

(2) 市内学校別遠距離通学の状況（令和2年4月現在）

①小学校 ※遠距離通学（4 km 以上）または徒歩通学以外の自治会

距離等	自治会数	備考
5 km 以上 6 km 未満	1 自治会	石戸
スクールバス利用	29 自治会	青垣 27 自治会、春日 2 自治会
特認地区	2 自治会	福田、戸平

②中学校 ※遠距離通学（6 km 以上）の自治会

距離等	自治会数	備考
6 km 以上 7 km 未満	23 自治会	氷上 5 自治会、青垣 3 自治会、春日 4 自治会、山南 2 自治会、市島 9 自治会
7 km 以上 8 km 未満	6 自治会	石戸、朝阪、遠阪、上三井庄、下滝、戸平
8 km 以上 9 km 未満	3 自治会	小野、栢野、上滝
9 m 以上 10km 未満	4 自治会	福田、今出、野瀬、阿草

(3) 丹波市における小中学校の適正配置（通学距離・通学時間）

小学校下校時は、アフタースクールを利用する児童が多い中で少人数で下校しなければならないなど現状に課題があるものの、通学時間については、丹波市の状況は国の定める基準「おおむね1時間以内」を満たしている。

なお、通学距離については、小学校で4 km、中学校で6 km を超える自治会があるが、通学時間は「1時間以内」を満たしている。

これらを踏まえ、丹波市立小中学校の適正配置（通学距離・通学時間）については、次のとおりとします。

## 方針

①通学距離 基準を設けない。

②通学時間 通学方法にかかわらず小中学校とも1時間以内とする。

※ただし、小学校は4 km、中学校は6 km を超える通学距離の場合、遠距離通学補助金等により支援する。



## 5－Ⅱ．適正配置（学校の構成）

### （1）市内学校の設置状況（令和2年4月現在）

地域名	小学校	中学校	備考
柏原地域	2校	1校	
氷上地域	5校	1校	
青垣地域	1校	1校	
春日地域	5校	1校	
山南地域	4校	2校	令和5年4月和田中学校・山南中学校が統合
市島地域	5校	1校	

### （2）丹波市における小中学校の適正配置（学校の構成）

令和元年度に策定された「丹波市まちづくりビジョン」では、小学校や中学校は地域における教育・文化を支える拠点となる機能として位置づけられており、20年後の将来に必要と考えられる機能として、中心部に集約する機能ではなく、地域に残す機能として整理がされており、住み慣れた地域に残しておく方向で位置づけられています。

#### 【検討委員会での各委員の主な意見】

- ・人口減少にどう対応していくかが大きな課題である。今後、自治会も統合しなければ存続できない時代となる中、学校も子どもが少なくなってもその機能が十分に発揮される状況となるように知恵を出していくことが必要である。
- ・地域の宝がなくなるとか学校が地域からなくなることに対する意見がたくさんある。統合が全てではないが、将来の子どもたちの姿を考え、社会全体で対応していく必要がある。

これらの意見を踏まえ、丹波市立小中学校の適正配置（学校の構成）については、次のとおりとします。

## 方針

①地域内（旧町域）に小中学校を各1校以上配置する。

## 5－Ⅲ．適正配置（学校統合）

### （1）国の基本的な考え方

「地域とともにある学校づくり」が求められていることを踏まえれば、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や

将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切になってくると示されています。

## (2) 市内学校の統合状況（令和2年10月現在）

青垣地域：平成29年4月に芦田小学校・佐治小学校・神楽小学校・遠阪小学校を統合し青垣小学校を開校

山南地域：平成31年3月に山南中学校・和田中学校を統合し、令和5年4月の開校を決定

市島地域：令和2年度に市島地域市立小学校統合検討委員会を設置し、統合の是非を協議中

## (3) 丹波市における小中学校の適正配置（学校統合）

一定の児童生徒数や学級数があることにより、子どもたちが多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばすことが考えられます。

また、教職員配置においても、すべての子どもたちに、等しく、望ましい学校教育を行うためには一定の教職員数を確保することが必要であると考えられます。

### 【検討委員会での各委員の主な意見】

- ・現方針のあるべき姿と実態がかけ離れている。仕方がないと考えるが、複式学級となるとどうかと考える。
- ・今後の児童生徒数の推移を見る限り、統合は避けて通れない。
- ・あるべき姿が1学年2クラスとして、現状は1学年1クラスでも問題はないが、複式学級が出た場合の対応は難しい。

これらの意見を踏まえ、丹波市立小中学校の適正配置（学校統合）については、次の状況になった又はなることが見込まれる時点で統合協議を行い、地域合意の下に学校統合を行うこととします。

## 方針

①小学校は教職員配置に支障をきたす恐れのある複式学級規模の学校が現れた場合に、その学校のある地域（旧町域）で統合協議を行う。

※完全複式（3学級）規模となる場合は、地域合意の如何を問わず速やかに統合協議に入る。

②中学校は統合協議を行わない。

## 6. 新たな学びを取り入れた教育環境づくり

---

学校・学級の確保については、地域の実情に応じた様々な選択肢が考えられます。児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備の観点や、小学校高学年からの教科担任制の導入を踏まえ、複数の学校が連携して指導の充実を図る取組等が考えられています。

### (1) 小中一貫教育制度

#### ①小中一貫校

既にある小中学校を組み合わせ、めざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成するとともに、それに基づき系統的な教育を行う学校のことをいいます。学校の立地によって、施設一体型、施設分離型、施設隣接型があります。

#### ②義務教育学校

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校をいいます。義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が平成27年6月に成立し、平成28年4月1日に施行されました。学校の立地によって、施設一体型、施設分離型があります。

#### ③丹波市の状況（令和2年10月現在）

平成29年4月に開校した青垣小学校では、青垣中学校の教職員や生徒・児童との交流を行うため、連携型小中一貫教育推進校として取組を進めています。

また、市島地域では平成30年2月の「市島地域のこれからの教育を考える会」から、市島地域の小学校と中学校において、同一敷地内での施設一体型小中一貫教育をめざすことが望まれる」と提言を受けました。

### (2) GIGA スクール構想による ICT を活用した遠隔協働学習

これからの Society5.0 時代には、教師による対面指導や児童生徒同士による学びあい、地域社会で多様な学習体験の重要性がさらに高まっていくと考えられます。そのため、対面指導や家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育などオンラインとオフラインを組み合わせたハイブリッド型の学びの実現が求められています。

#### ①ICT を活用した学習環境の充実

令和2年度末には、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内 LAN）や1人1台端末環境を整えるとともに、家庭へ持ち帰っても学習ができる環境

整備が進められています。

今後は、災害や臨時休業等の緊急時においても不安なく学習が継続できるよう、従来の学習方法とツールとしての ICT を適切に組み合わせて活用することで、学びの質を向上させることが期待されています。

## ②遠隔システムの積極的な活用

遠隔システムは、距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりを行うことができます。このため、学校や学級の規模を問わず、教育活動を充実させたり、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにより学習活動の幅を広げたりすることなどにおいて有効であり、より質の高い教育活動を行っていくためには不可欠です。

ただし、教師と受信側の児童生徒が同じ教室内にいない遠隔授業の場合、配信側の教師には、適時・適切な指導や声かけをし、的確な学習評価を行うことに限界があるなどの課題も指摘されています。

## (3) 地域社会との連携

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置が努力義務として位置づけられ、丹波市の小学校においては、すべての学校に設置されています。また、令和2年度から地域学校協働活動推進委員を委嘱し、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整えていく必要があります。

今後の統合協議においては、上記のことを踏まえ、「どんな子どもを育てたいのか」そのためには「どんな学校にしなければならないのか」など、子どもたちにとってのよりよい教育環境について協議することが大切になります。

また、本方針期間内に適正規模が確保できない状況となった場合などにおいては、ICTを活用した遠隔協働学習などを駆使し、適正な教育環境を維持していく必要があります。

## 7. 廃校舎について

---

学校統合による廃校舎については、市にとっても地域にとっても重要な社会資本であることから、その利活用については、関係機関が連携して協議していく必要があります。

また、利活用の検討にあたっては、校区住民等と地域活性化に結びつく利活用方法となるよう十分協議を行い現在まで取組を進めてきました。

このことから、廃校舎の利活用にあたっては平成27年度策定の「丹波市小中学校廃校舎施設等の利活用に関する基本方針」に基づき取り組んでいくこととします。

## 8. 今後の課題

---

学校統合は、児童生徒や地域住民に対し大きな影響を及ぼすものであり、その実施にあたっては、保護者、地域住民との合意を前提とすることが重要であります。

学校統合に伴い遠距離通学となる児童生徒の通学手段については、公共交通や市内の通学状況を踏まえ検討し、統合後の通学に支障がないよう取り組む必要があります。

小学校統合の検討にあたっては、児童の放課後の居場所としてのアフタースクールのあり方について検討することとし、中学校については、令和12年度まで統合協議は行わないものの生徒数の減少により、部活動が他校と合同でしか実施できないことが考えられることから、活動が行き詰まる前に中長期的な部活動のあり方を検討する必要があります。

また、ICT等の新たな技術や視点も積極的に取り入れ、指導体制や指導方法を工夫することで、小規模校のデメリットとして考えられている多様な意見に触れる機会の不足を補い、児童生徒の学習意欲の向上を図ることが更に求められます。

今後、適正規模を下回る小学校が出てくることが予想されます。学校統合は地域の振興等に大きく影響し、地域住民の意向によって大きく変化することから保護者や地域の理解を得ながら丁寧な議論を重ねていくことが重要になります。